

岩手県告示第23号

令和元年11月15日付け岩手県報第11939号登載保安林の指定施業要件の変更予定（令和元年岩手県告示第412号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和2年1月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 和賀郡西和賀町沢内字前郷5地割19の6、19の43、65の5、65の7
- (2) 所在が不分明である通知の相手方 石川三雄、柏崎キク、高橋福松、高橋勇太郎

2 通知の内容を掲示した場所 西和賀町役場